

富山県中小企業再生支援強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則(昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。)第21条の規定に基づき、富山県中小企業再生支援強化事業費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 知事は、物価高騰等の影響を受けた中小企業等の経営安定化を図るため、再生計画等の調査に要する経費及び再生計画等の策定に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者(別表1参照)をいう。

(2) 小規模事業者

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第5項に規定する小規模企業者(別表1参照)又は売上1億円未満かつ有利子負債1億円未満に該当する事業者をいう。

(補助対象者)

第4条 この要綱による補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号の要件の全てに該当する者とする。

(1) 県内に主たる事業所を置く中小企業又は小規模事業者であつて、国が実施する「中小企業活性化協議会事業(「再生支援」に限る。)」を利用し、令和8年6月26日以降に「再生計画(プレ再生計画を含む。)(以下「再生計画等」という。)」の調査又は事業計画策定の専門家費用の支払いを完了したものの。

(2) 中小企業活性化協議会事業における調査又は事業計画の策定が完了したもの

(3) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。ただし、再生計画等を策定する事業者であつて、計画に県税の納付に関する内容が含まれる見込みがある場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

(1) 次のいずれかに該当する中小企業者(みなし大企業)である場合

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を、同一の中小企業者以外の者であつて事業を営む者(以下「大企業」という。)が所有している者

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者

(2) 取締役等(補助対象者が個人である場合にはその者を、補助対象者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時各種業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下「取締役等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)第2条第6号

に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合

- (3) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している場合
- (4) 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している場合
- (5) 取締役等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合
- (6) 取締役等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合
- (7) 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している場合
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びそれらに類似する業種を営む者
- (9) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者
- (10) 補助金を交付するにあたり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある者
- (11) その他知事が不相当と認める者

(補助事業及び補助率等)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の区分、対象経費及び補助率は、別表2に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、知事が別に定める期日までに次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書(様式第1号)
- (2) 誓約書(様式第2号)
- (3) 県が再生支援等の実施状況を確認することの同意書(様式第3号)
- (4) 再生計画等策定実施確認書(様式第4号)
- (5) 前号に掲げるもののほか、必要な書類

2 申請者は、前項の規定による交付申請書の提出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定及び額の確定)

第7条 知事は、前条第1項の規定により提出された申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、様式第5号による補助金の交付の決定及び額の確定通知書をもって、当該申請者(以下「補助事業者」という。)にその旨を通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から 10 日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第9条 知事は、第7条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を補助事業者に支払うものとする。

(立入検査等)

第 10 条 知事は、補助事業の適正を期するために必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、またはその事業所等に立ち入り、帳簿書類等を検査することができる。

(交付の決定の取消し等)

第 11 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 不正に補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱若しくは規則の規定又はこれらに基づく知事の指示に違反したとき。
- (3) 補助事業の内容が、この要綱の規定を満たさない事実が明らかになったとき。
- (4) 国や県のほかの補助金を併せて活用し、補助金の二重交付となるとき。
- (5) 交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付してその返還を命じるものとする。

(証拠書類等の保管)

第 12 条 補助事業者は、補助事業に係る経理を他の経理と区分し、当該収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、当該証拠書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保存しなければならない。

(その他)

第13条 規則及び要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月 26 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

中小企業基本法第 2 条第 1 項で定められている中小企業者の範囲

業種分類	要件
製造業、建設業、運輸業 その他の業種(下記に掲げる業種を除く)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに 常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに 常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに 常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに 常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人

中小企業基本法第 2 条第 5 項で定められている小規模企業者の範囲

業種分類	要件
製造業その他	常時使用する従業員が 20 人以下
商業 (卸売業・小売業)、サービス業	常時使用する従業員が 5 人以下

別表 2 (第 5 条関係)

補助対象経費	補助率	補助限度額
再生計画等の調査に要する外部専門家委託費用自己負担分	中小企業:1/2	100 万円
再生計画等の策定に要する外部専門家委託費用自己負担分	小規模事業者:2/3	

※補助対象経費に補助率を乗じて得た額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

※外部専門家派遣に伴う旅費(交通費、宿泊費等)は補助対象外とする。